トヨタ紡織安全基準

制定 2008 年 3 月 10 日 改正 2 2020 年 月 日 起案責任者 承認 審査 平 川上 竹中

原紙承認済

法定定期自主検査実施要領

1. 原案作成

責任者: グローバル安全衛生環境部 平 傑

担当者: 安全衛生推進室 竹中 滉登

2. 審議

3. 履歴管理

改正回数	制定•改正	改正内容	承認	特記事項
第1回	2008. 04. 10 改正	第二種圧力容器の追加	古谷	
第2回	2010. 07. 01 改正	①内容の明確化 ②アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置 除じん装置、排ガス処理装置、廃液処理装置、 ガンマ線照射装置、小型圧力容器の追加	古谷	
第3回	2010.12.01 改正	[別表23]の内容一部変更	古谷	
第4回	2011.06.30 改正	「BSA311610コードリール安全基準」制定に伴い、本 基準[別表28]にコードリール点検要領を追加	古谷	
第 5 回	2013. 02. 14 改正	①安全-077「法定定期自主検査実施計画・実績表 (事務局用)」の廃止 ②①による帳票ルート・帳票保管ルールの変更 フロー図の修正、安全帳票(安全-076)の修正 ③帳票提出先の明確化(設備設置の事業所) ④別表1に「法定外自主検査」追加 ⑤別表23・24に「地震・強風後点検」	藤根	
第6回	2013. 09. 16 改正	クレーン(吊上荷重3.0 t 以上)の年次定期自主検査の 頻度を変更	藤根	_
第7回	2014.09.01 改正	[別表4]フォークリフト一部名称変更	藤根	

第8回	2019. 03. 21 改正	①安全-066「天井クレーンワイヤーロープ月例 点検報告書」を新規制定 ②各作業前点検表を一部改正 ③部署名等の軽微な変更	平	
第9回	2020. 03. 02 改正	①運用フローを変更 ②①に合わせて「法定定期自主検査実施計画・実績 表」(安全-076)を修正 ③油漏れの環境ヒヤリを受け、フォークリフト月次定 期自主検査表(安全-112)へ「部品・油脂類のメー カー推奨頻度超過」の確認項目を追加	平	

[※]この基準は制定後ただちに実施する

規定№. BSA071000		書面審調	調整(立案)部署 グローバル安全衛生環境部 安全衛生推進室					
В	SAU/1000		法定定期自主検査実施要領			承認	審査	起案責任者
						平	川上 原紙承認済	竹中
項	項目	部署	意見	採用	不採用		または不採	
5	1)-(1)	刈谷工場工 務部	計画部署から事業場安全衛生事務局 へ計画表を提出する際、「原紙及び データにて提出」とあるが、データの提 出が不要			と思いますの		事務局もある しくはデータ
5	1)-(3)		計画表に不備があった場合、G安環部は起案部署へ連絡となっているが、事業場安全衛生事務局へ連絡としてほしい(合わせて26ページのフローも修正)	0		ご指摘に従り	ハ修正します	0
5	4)-(2)	刈谷工場工 務部	計画・実績表は写しで保管となっているが、データで保管したい(合わせて計画表の保管期間はデータで3年としたい)				を加味し、「 保管」とします	写しもしくは 。

用途変更時点検 · 地震 · 強風後点検

BSA250511 関連標準 2008年 2020年 定 3月 10日 9 回改正 3月 2日 制



4. 対象設備

法定定期自主検査の対象となる設備は、以下に掲げるものとする。詳細は、各種[別表]を参照し、 該当する場合、法定定期自主検査を実施する。(該当するか不明な場合は、メーカーに問い合わせをする) 凡例 ②:所轄労働基準監督署に申請し、外部機関に依頼し実施するもの(社内での実施不可)

〇:検査者の条件を満たしている者であれば、社内で実施できるもの

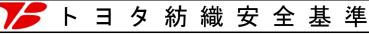
(該当者がいない場合、メーカーに依頼する)

●: 当該検査項目の可否判断ができる者であれば、社内で実施できるもの

(該当者がいない場合、メーカーに依頼する)

- : 法定定期自主検査の実施不要

	一:法正正期目土検査の美	年次定期自主検査、	月次定期	作業開始	その他の	=* /m
	対象設備	特定自主検査、 性能検査	自主検査	前点検	自主検査	詳細
1	動力プレス	〇【特定】	_	•	0	[別表1]
2	動力シャー	●【年次】	_	•	•	[別表2]
	動力遠心機械	●【年次】	_	_	•	[別表3]
4	フォークリフト	〇【特定】	•	•	0	[別表4]
5	高所作業車	〇【特定】	•	•	0	[別表5]
6	構内運搬車	_	_	•	_	[別表6]
7	乾燥設備及びその附属設備	●【年次】	_	_	•	[別表7]
	化学設備及びその附属設備	●【年次】	_	_	•	[別表8]
9	特定化学設備又はその附属 設備	●【年次】	_	_	•	[別表9]
10	アセチレン溶接装置又は ガス集合溶接装置	●【年次】	_	1	•	[別表10]
	絶縁用保護具等	●【年次】	_			[別表11]
	電気機械器具等	_	_	•	_	[別表12]
13	局所排気装置	〇【年次】	•	-	0	[別表13]
	プッシュプル型換気装置	〇【年次】	•		0	[別表14]
15	除じん装置	〇【年次】	•		0	[別表15]
16	排ガス処理装置、廃液処理装置	●【年次】	•	-		[別表16]
	ガンマ線照射装置	●【年次】	•	1	•	[別表17]
	ボイラー	◎【性能】	•			[別表18]
	小型ボイラー	●【年次】	_			[別表19]
	第一種圧力容器	◎【性能】	•			[別表20]
	第二種圧力容器	●【年次】	_			[別表21]
	小型圧力容器	●【年次】	_	_		[別表22]
23	クレーン(吊上荷重	◎【性能】				[別表23]
	3.0 t 以上)	●【年次】	_	•	_	[71]4820]
	クレーン(吊上荷重 0.5 t 以上3.0 t 未満)	●【年次】	•	•	•	[別表24]
24	エレベーター(積載荷重 1.0 t 以上)	◎【性能】	•	_	•	[別表25]
	エレベーター(積載荷重 0. 25 t 以上1. 0 t 未満)	●【年次】	•	—	•	[別表26]
25	簡易リフト(積載荷重 0. 25 t 以上)	●【年次】	•	•	•	[別表27]
26	コードリール	●【年次】	_	•	_	[別表28]



BSA 071000

- 5. 法定定期自主検査実施計画の立案及び運用
 - 1) 法定定期自主検査実施計画の立案
 - (1)設備管理部署または設備使用部署は、毎年3月に翌年度の法定定期自主検査実施計画(作業開始前点検を除く)を協議のうえ立案し、「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076)を作成し設備が設置されている事業場の安全衛生事務局へ<mark>原紙また</mark>はデータにて提出する。
 - (設備管理部署または設備使用部署が管理・使用する設備が複数の事業場にまたがる場合は、事業場ごとに作成し、それぞれの事業場安全衛生事務局へ提出する)
 - * 承認は室長・課長以上とする。以下同様。
 - (2)事業場安全衛生事務局は、設備管理部署または設備使用部署から受領した「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076)の内容を確認のうえ確認印を押して写しを取り、原紙を設備管理部署または設備使用部署へ返却する。また、事業場分をとりまとめてデータをグローバル安全衛生環境部に提出する。
 - (3) グローバル安全衛生環境部は、事業場安全衛生事務局から受領した「法定定期自主検査実施計画・ 実績表」(安全-076)の内容を確認のうえ、不足があれば事業場安全衛生事務局へ連絡し、 修正を依頼する。

2) 運用

- (1)法定定期自主検査は、設備管理部署または設備使用部署にて実施(外部業者に依頼)する。
- (2) 設備管理部署または設備使用部署は、法定定期自主検査を行った結果、異常を認めた(検査表等で不具合項目があった)ときは、設備の使用を中止し、直ちに補修その他必要な措置を講じること。
- (3)法定定期自主検査を行った際、設備管理部署または設備使用部署は「法定定期自主検査実施計画・ 実績表」(安全-076)に実績を記入する。
- (4) 事業場安全衛生事務局は、法定定期自主検査について計画にそった実施及びその補修が行われているかを定期的に確認する。
- (5)設備管理部署または設備使用部署は、毎年4月及び10月に、実績を記入した「法定定期自主検査 実施計画・実績表」(安全-076)の原紙及びデータを、設備が設置されている事業場の事業場 安全衛生事務局へ提出する。
- (6)事業場安全衛生事務局は、設備管理部署または設備使用部署から受領した「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076)の内容を確認のうえ確認印を<mark>押して写しを取り、原紙を設備管理</mark>部署 または設備使用部署へ返却する。

15

、 ヨ タ 紡 織 安 全 基 準 │BSA 071000

3) 使用帳票

法定定期自主検査を行う帳票は、安全帳票(下表参照)によって定めるが、各種検査及び点検における 検査項目(法規上で定められた項目)が記載されている帳票であれば、どのような様式でも可とする。 (検査項目に漏れがなければメーカー提示のものでも独自で作成したものでもよい)

表内No.は「安全帳票No.」 年次定期自主検査、 月次定期 作業開始 その他の 対象設備 特定自主検査、 詳細 自主検査 自主検査 前点検 性能検査 安全-058 安全-059 [別表1] 1動カプレス 安全-059 安全-061 安全-060 2 動力シャ-安全-061 [別表2] 安全-062 3 動力遠心機械 安全-062 [別表3] 安全-111 安全-112 安全-113 安全-111 [別表4] 4フォークリフト 安全-114 5 高所作業車 安全-114 安全-115 安全-116 [別表5] 6 構内運搬車 安全-057 [別表6] 7 乾燥設備及びその附属設備 8 化学設備及びその附属設備 安全-063 安全-063 [別表7] 安全-064 安全-064 [別表8] 9 特定化学設備又はその附属 安全-067 安全-067 [別表9] 設備 アセチレン溶接装置又は 安全-129 安全-129 [別表10] ガス集合溶接装置 11 絶縁用保護具等 12 電気機械器具等 [別表11] 安全-065 [別表12] 安全-117 13 局所排気装置 安全-117 安全-118 「別表13] 安全-119 安全-120 14 プッシュプル型換気装置 安全-120 安全-121 「別表14] 安全-122 安全-123 15 除じん装置 安全-123 安全-124 [別表15] 安全-125 安全-126 16 排ガス処理装置、廃液処理装置 安全-126 安全-127 [別表16] 安全-130 17 ガンマ線照射装置 安全-130 安全-131 [別表17] 安全-131 18 ボイラ-安全-068 安全-068 [別表18] 19 小型ボイラ 安全-069 安全-069 [別表19] 20 第一種圧力容器 21 第二種圧力容器 22 小型圧力容器 安全-070 安全-070 [別表20] 安全-093 安全-093 [別表21] 安全-128 安全-128 [別表22] クレーン(吊上荷重 安全-066 安全-071 安全-072 [別表23] 3.0 t 以上) クレーン(吊上荷重 安全-066 安全-071 安全-072 [別表24] 0.5 t 以上3.0 t 未満) エレベーター(積載荷重 [別表25] 24 1.0 t 以上) エレベーター(積載荷重 [別表26] 0.25 t 以上1.0 t 未満) 簡易リフト(積載荷重 安全-075 安全-074 安全-075 [別表27] 0.25 t 以上) 26 コードリール 安全-055 安全-056 [別表28]

4) 保管

- (1) 「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076)・「各種検査表」・「各種点検表」の原紙は、 設備管理部署または設備使用部署が保管する。
- (2) 事業場安全衛生事務局は「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076) の 写しもしくはデータを保管する。
- (3)「法定定期自主検査実施計画・実績表」(安全-076)・「各種検査表」・「各種点検表」の 保管年数は、3年とする。(ただし「作業開始前の点検表」は1年とする)
- 5) フロー 前記1)~4)のフロー図を[別表29]にて示す。
- 6. 検査標章の表示【安衛則第135条の3】【安衛則第151条の24】【安衛則第194条の26】 動力プレス、フォークリフト、高所作業車において特定自主検査を行ったときは、当該機械の見やすい 箇所に検査を行った年月を記入した「検査標章」を貼り付けなければならない。
- 7. 検査証の表示【クレ則第16条】【クレ則第147条】 クレーン、エレベーターにおいて性能検査を行ったときは、当該機械の見やすい箇所に「検査証」を貼り 付ける。



[別表1]動力プレス

<u> </u>	項目	詳細	\neg
動	カプレスの定義	2個以上の対をなす工具を用い、それらの工具間に加工材を置いて工具に関係運動	勆
		▼を行わせ、工具によって加工材に強い力を加えることによって、加工材を成形加]
		【工する機械で、かつ、工具間に発生させる力の反力を機械自体で支えるように設	į
		計されている機械。	
	特定自主検査	頻度 1年以内ごとに1回	
	【安衛則		
	第134条の3】	使用帳票 動力プレス特定自主検査表(安全-059)	<u></u>
	【安衛則	検査項目 ①クランクシャフト、フライホィールその他動力伝達装置の異常の有無	ŧ
	第135条の3】	②クラッチ、ブレーキその他制御系統の異常の有無	
		③一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無	
		④スライド、コネクチングロッドその他スライド関係の異常の有無	
		⑤電磁弁、圧力調整弁その他空圧系統の異常の有無	
		⑥電磁弁、油圧ポンプその他油圧系統の異常の有無	
		⑦リミットスイッチ、リレーその他電気系統の異常の有無	
法		⑧ダイクッション及びその附属機器の異常の有無⑨スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無	
定定	 法定外自主検査	類度・検査者・使用帳票は特定自主検査と同じ	_
定		頻度・検査有・医角板景は特定日土検査と同じ 検査項目 メインモータ異常の有無(絶縁抵抗値の確認)	
期	月次定期自主検査	快旦快日 『グインヒーチ共市の行無(心修技別他の唯心/ -	_
自	作業開始前点検	頻度 作業を開始する前	_
主検	【安衛則第136条】	検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
		使用帳票 動力プレス作業開始前点検表(安全-058)	
査		検査項目 ①クラッチ及びブレーキの機能	
		②クランクシャフト、フライホィール、スライド、コネクチングロッ	
		ド及びコネクチングスクリューのボルトのゆるみの有無	
		③一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の機能	
		④スライド又は刃物による危険を防止するための機構の機能	
		⑤金型及びボルスターの状態	
	使用再開時自主検査	頻度 1年を超える期間使用しない動力プレスについて、その使用を再び	
	【安衛則	開始する際	
	第134条の3】	検査者 [検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)	
		使用帳票 動力プレス特定自主検査表(安全-059)	
		検査項目 特定自主検査欄に掲げる①~⑨の事項	

【安衛則第135条の3】

- 以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(動力プレス特定自主検査事業内検査者 研修)を修了した者
- ①大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検もしくは整備の業務に2年以上従事し、又は動力プレスの設計もしくは工作の業務に5年以上従事した経験を有する者
- - ③動力プレスの点検もしくは整備の業務に7年以上従事し、又は動力プレスの設計もしくは工作の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ④プレス機械作業主任者技能講習を修了した者で、動力プレスによる作業に10年以上従事した経験を 有する者



[別表2]動力シャー

	項目		詳細
動	<u>スロースロー</u> カシャーの定義	受け刃等に	対して垂直に動く真直な、又は角度をもった刃部を備え原材料をせん
	757 (07242		断するために使用する機械。なお、スライサ、スリッタ及び回転切断
			一には該当しない。
\vdash	年次定期自主検査		1年以内ごとに1回
	【安衛則第135条】	検査者	・ースパーニー 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	【文用则另100米】		
		体田框要	(不在の場合、メーカーに依頼) 動力シャー年次定期自主検査表(安全-061)
			<u> </u>
		快且块日	(1) フッテ及びフレーヤの異常の有無 ②スライド機構の異常の有無
			②ヘブイト機構の異常の有無 ③一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無
			④電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ⑥配線のが開閉器の思常の方法
法			⑤配線及び開閉器の異常の有無
定	月次定期自主検査	- -	ル ** + 1845 + フ **
定	作業開始前点検	類基	作業を開始する則
期	【安衛則第136条】	쬱拿有	作業を開始する前 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 動力シャー作業開始前点検表(安全-060)
自		使用帳票	動力シャー作業開始前点検表(安全-060)
I∓		検査項目	①クラッチ及びブレーキの機能
定定期自主検			②クランクシャフト、フライホィール、スライド、コネクチングロッ
査			ド及びコネクチングスクリューのボルトのゆるみの有無
ᆙ			③一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の機能
			④スライド又は刃物による危険を防止するための機構の機能
			⑤刃物及びテーブルの状態
	使用再開時自主検査	頻度	1年を超える期間使用しない動力シャーについて、その使用を再び
	【安衛則第135条】		開始する際
		検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
			(不在の場合、メーカーに依頼)
		使用帳票	動力シャー年次定期自主検査表(安全-061) ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項
		検査項目	①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項

[別表3]動力遠心機械

L万	表3]動力遠心機械	
	項目	詳細
動	力遠心機械の定義	遠心分離機、遠心脱水機等遠心力を利用して内容物の分離、脱水等を行う機械。
法定定	年次定期自主検査 【安衛則第141条】	頻度 1年以内ごとに1回 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 動力遠心機械年次定期自主検査表(安全-062) 検査項目 ①回転体の異常の有無 ②主軸の軸の部の異常の有無
期		③ブレーキの異常の有無 ④外わくの異常の有無 ⑤前記①~④に掲げる部分のボルトのゆるみの有無
自主	月次定期自主検査	-
	作業開始前点検	-
検 査		頻度 1年を超える期間使用しない動力遠心機械について、その使用を再び 開始する際
		検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 動力遠心機械年次定期自主検査表(安全-062) 検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項



_[另	<u> 表4]フォークリフト</u>		
	項目		詳細
フ	ォークリフトの定義	付き荷役遣	ラムなど荷を積載する装置及びこれを昇降させるマストを備えた動力 『搬車両。
	特定自主検査	頻 度	1年以内ごとに1回
	【安衛則	Ⅰ 検査者	[検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
	第151条の21】	使用帳票	フォークリフト特定自主検査表(安全-111)
	【安衛則	検査項目	①圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
	第151条の24】		②デファレンシャル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常の 有無
			3タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無 3 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
			④かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他
			操縦装置の異常の有無
			⑤制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常
			の有無
			⑥フォーク、マスト、チェーン、チェーンホィールその他荷役装置の
			異常の有無
			⑦油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の
			異常の有無
			⑧電圧、電流その他電気系統の異常の有無 ※おけば、おおおおまり、または、これを表現しています。
法			⑨車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火 ************************************
定		<u>頻</u> 度	<u>装置及び計器の異常の有無</u> 1ヶ月以内ごとに1回
定	万久足朔日王快直 【安衛則	^{奴 及} 検査者	17月以内にこに日 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
期	第151条の22】	使用帳票	フォークリフト月次定期自主検査表(安全-112)
自		検査項目	・
主検			②荷役装置及び油圧装置の異常の有無
快 査			③ヘッドガード及びバックレストの異常の有無
E			④定期交換部品・消耗品及び油脂類のメーカー推奨交換頻度超過の有無
	作業開始前点検	頻度	作業を開始する前
	【安衛則	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	第151条の25】	使用帳票	フォークリフト作業開始前点検表(安全-113)
		検査項目	①制動装置及び操縦装置の機能
			②荷役装置及び油圧装置の機能 ③車輪の異常の有無
			③単輪の乗吊の有無 ④前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能
		頻度	1ヶ月または1年を超える期間使用しないフォークリフトについて、
	【安衛則		その使用を再び開始する際
	第151条の21】	検査者	その使用を再び開始する際 [検査者の条件] 欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
	【安衛則	使用帳票	(1年を超えた場合)
	第151条の22】		フォークリフト特定自主検査表(安全-111)
			(1ヶ月を超えた場合)
			フォークリフト月次定期自主検査表(安全-112)
		検査項目	①(1年を超えた場合)特定自主検査欄に掲げる①~⑨の事項
\vdash	【安衛則第151条の24	<u> </u>	②(1ヶ月を超えた場合)月次自主検査欄に掲げる①~③の事項
	【女用則あり 木切24	4	

【安衛則第151条の24]

以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(フォークリフト事業内検査者研修)を 修了した者

- 検 ①大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検 査 もしくは整備の業務に2年以上従事し、又はフォークリフトの設計もしくは工作の業務に5年以上 者 従事した経験を有するもの
- の②高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの条 点検もしくは整備の業務に4年以上従事し、又はフォークリフトの設計もしくは工作の業務に7年 以上従事した経験を有するもの
 - ③フォークリフトの点検もしくは整備の業務に7年以上従事し、又はフォークリフトの設計もしくは 工作の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ④フォークリフトの運転の業務に10年以上従事した経験を有する者



紡織安全基準 \exists タ BSA 071000

[別表5]	高所作業車

<u> </u>	詳細
<u> </u>	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
同の日末年の足我	
1# <u> </u>	かつ不特定の場所に自走することができる作業車。
特定自主検査	頻度 1年以内ごとに1回
【安衛則	検査者 [検査者の条件]欄に掲げる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 高所作業車特定自主検査表 (安全-114)
第194条の23】	使用帳票 高所作業車特定自主検査表(安全-114)
┃┃【安衛則	┃検査項目 『①圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
第194条の26】	②クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレン
	シャルその他動力伝達装置の異常の有無
	③起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホィールベアリング
	その他走行装置の異常の有無
	④かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその
	他操縦装置の異常の有無
	⑤制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の
	異常の有無
	⑥ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床その他作業装置の
	異常の有無
	異常の有無
法	異常の有無 ⑧電圧、電流その他電気系統の異常の有無
法定	
定	
	┃
期 月次定期自主検査	
自【安衛則	検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
主 第194条の24】	使用帳票 高所作業車月次定期自主検査表(安全-115)
検	検査項目 ①制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無
査	②作業装置及び油圧装置の異常の有無
W N C C V C C C	③安全装置の異常の有無
作業開始前点検	頻度 作業を開始する前
【安衛則	検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
第194条の27】	使用帳票 高所作業車作業開始前点検表(安全-116)
	検査項目 ①制動装置の機能
	②操作装置の機能
	③作業装置の機能
使用再開時自主検査	頻度 1ヶ月または1年を超える期間使用しない高所作業車について、
【安衛則	その使用を再び開始する際
第194条の23】	検査者 [検査者の条件] 欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
【安衛則	使用帳票 (1年を超えた場合)
第194条の24】	高所作業車特定自主検査表(安全-114)
1 1	(1ヶ月を超えた場合)
	高所作業車月次定期自主檢查表(安全-115)
	検査項目 ①(1年を超えた場合)特定自主検査欄に掲げる①~⑨の事項
	②(1ヶ月を超えた場合)月次自主検査欄に掲げる①~③の事項
【安衛則第10/1冬の26	

【安衛則第194条の26】

- 以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了した者 ①大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、高所作業車の点検もしく は整備の業務に2年以上従事し、又は高所作業車の設計もしくは工作の業務に5年以上従事した経験 を有するもの 者
- ②高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、高所作業車の点検 の もしくは整備の業務に4年以上従事し、又は高所作業車の設計もしくは工作の業務に7年以上従事 条 した経験を有するもの
 - ③高所作業車の点検もしくは整備の業務に7年以上従事し、又は高所作業車の設計もしくは工作の業務 に10年以上従事した経験を有する者
 - ④高所作業車の運転の業務に10年以上従事した経験を有する者



タ紡織安全基準 \exists BSA 071000

[別表6]構内運搬車

_[加衣0] 悔內建版中	
項目	詳細
構内運搬車の定義	専ら荷を運搬する構造の自動車(長さが4.7m以下、幅が1.7m以下、高さが
	2.0m以下のもの)のうち、最高速度が15km/h以下のもの。
年次定期自主検査	-
法 月次定期自主検査	-
定作業開始前点検	頻度 作業を開始する前 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 使用帳票 構内運搬車作業開始前点検表 (安全-057)
定 【安衛則	検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 使用帳票 構内運搬車作業開始前点検表 (安全-057)
期 第151条の63】	使用帳票 構内運搬車作業開始前点検表(安全-057)
自主	検査項目 =(1)制動装置及び操縦装置の機能
主	②荷役装置及び油圧装置の機能
検 査	③車輪の異常の有無
	④前照灯、尾灯、方向指示器及び警音器の機能
使用再開時自主検査	<u> </u>

[5	別表7]乾燥設備及びその	の附属設備
	項目	詳細
	燥設備及びその 属設備の定義	熱源を用いて火薬類取締法※1に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する※2 乾燥室及び乾燥器及びその附属設備のうち以下に掲げるもの
	安衛令第6条】	①危険物等に係る設備で、内容積が 1 m³以上のもの
		②上記①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時10kg以上、液体燃料にあたっては
		毎時10%以上、気体燃料にあっては毎時1m³以上であるものに限る。)又は 熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10kW以上のものに限る。)
		※1、※2備考参照
	年次定期自主検査	頻度 1年以内ごとに1回
	【安衛則第299条】	検査者検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 乾燥設備年次定期自主検査表 (安全-063)
		使用帳票 乾燥設備年次定期自主検査表(安全-063)
		検査項目 ①内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の 有無
法定		②危険物乾燥設備にあっては、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は 粉じんで爆発又は火災の危険があるものを排出するための設備の 異常の有無
崇		③液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備に
法定定期自主検		あっては、燃焼室その他点火する箇所の換気のための設備の異常 の有無
順		④のぞき窓、出入口、排気孔等の開口部の異常の有無
胝		⑤内部の温度の測定装置及び調整装置の異常の有無
		⑥内部に設ける電気機械器具又は配線の異常の有無
査	月次定期自主検査	-
	作業開始前点検	-
	使用再開時自主検査 【安衛則第299条】	頻度 1年を超える期間使用しない乾燥設備について、その使用を再び開始 する際
		検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼)
	W1	(不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 乾燥設備年次定期自主検査表(安全-063) 検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑥の事項

X1

- (火薬類取締法より)
- 火薬類とは、以下に掲げるものをいう。
- ①黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
- ②無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬 ③その他①又は②に掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であって経済産業省令で 考 定めるもの

加熱乾燥の作業の範囲とは、「加熱することにより、乾燥物から水分、溶剤等を除去すること」をいう (ただし、加熱炉、溶融炉、電磁加熱器など加熱するが乾燥を目的としない構造のもの、または低温で 使用する真空乾燥設備など加熱以外の方法により乾燥を行う構造のものは該当しない)



用途変更時点検

【安衛則第277条】

改造・修理時点検等 【安衛則第277条】

検査者

使用帳票 検査項目

頻度

検査者

検査項目

紡織安全基準 タ BSA 071000

[5	表8]化学設備及びその附属設備		
	項目		詳細
附	学設備及びその 属設備の定義 安衛令第9条の3】	除く) を製油、アニリ もしくは取	(安衛令別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法に規定する火薬類を は造し、もしくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート リンその他の引火点が65℃以上の物を引火点以上の温度で製造し、 取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、 緊接装置及び乾燥設備を除く)及びその附属設備
	年次定期自主検査		2年以内ごとに1回
	【安衛則第276条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼)
法		使用帳票 検査項目	化学設備及びその附属設備年次定期自主検査表(安全-064) ①爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無 ②内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無 ③ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態 ④安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能 ⑤冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置 の機能 ⑥予備動力源の機能 ⑦前記①~⑥に掲げるもののほか、爆発又は火災を防止するため特に 必要な事項
定	月次定期自主検査		
定	作業開始前点検	- 사동 chr	・0 ケナヤミス 世間 ケロし かい ルグラルサス バス の以 見 シルサー へいて
	使用再開時自主検査	頻度	2年を超える期間使用しない化学設備及びその附属設備について、
期自主検査	【安衛則第276条】	検査項目	その使用を再び開始する際 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 化学設備及びその附属設備年次定期自主検査表(安全-064) ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑦の事項
	初使用時点検、	頻度	化学設備及びその附属設備を初めて使用する時、分解して改造もしく

は修理を行った時、又は引き続き1ヶ月以上使用しなかった時 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者

変更する場合を含む)を行う時 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者

(不在の場合、メーカーに依頼) (小学設備及びその附属設備年次定期自主検査表(安全-064) (1)年次定期自主検査欄に掲げる(1)4/5の事項

| (不在の場合、メーカーに依頼) | 化学設備及びその附属設備年次定期自主検査表(安全-064) | ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑦の事項 | 化学設備及びその附属設備の用途の変更(使用する原材料の種類を



[別表9]特定化学設備又はその附属設備

	<u> </u>			
		사는 CT //a PH 등		
特定化学設備又は			B備(特化則で定める特定第2類物質又は第3類物質を製造し、	
		又は取りカ	及う設備で、移動式以外のもの)及びその附属設備	
Ц	安衛令第9条の3】			
	年次定期自主検査	頻度	2年以内ごとに1回	
	【特化則第31条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
	211121111111111111111111111111111111111		(不在の場合 メーカーに依頼)	
		使用帳票	(不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067)	
		検査項目	<u>『ハたじナ版版人はその附属設備(配管を除く)></u> 『<特定化学設備又はその附属設備(配管を除く)>	
		快且块口		
			①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無	
			②内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無	
			③ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態	
			④安全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能	
			⑤冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	
			の機能	
			⑥予備動力源の機能	
			⑦前記①~⑥までに掲げるもののほか、特定第二類物質又は第三類	
			物質の漏えいを防止するため必要な事項	
			- へに言う ①溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無	
			②フランジ、バルブ、コック等の状態	
			③配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の	
			損傷、変形及び腐食の有無	
法	月次定期自主検査	_		
定	作業開始前点検	<u>-</u>		
定	使用再開時自主検査	頻度	2年を超える期間使用しない特定化学設備又はその附属設備について、	
量	【特化則第31条】		その使用を再び開始する際 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
期自主検査		検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
무				
ᇤ		使用帳票	特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067)	
梗		検査項目	①(特定化学設備又はその附属設備の場合)年次定期自主検査欄に	
査			掲げる①~⑦の事項	
			②(配管の場合)年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項	
	初使用時点検、	頻度	特定化学設備又はその附属設備を初めて使用する時、又は分解して	
	改造・修理時点検	火	改造もしくは修理を行った時	
		┃ 検査者		
	【特化則第34条】	快宜白	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067)	
		使用帳票		
		検査項目	①(特定化学設備又はその附属設備の場合)年次定期自主検査欄に	
			掲げる①~⑦の事項	
			②(配管の場合)年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項	
	用途変更時点検	頻度	特定化学設備又はその附属設備(配管を除く)の用途の変更(使用	
	用些发文时忌快			
			『する原材料の種類を変更する場合を含む)を行なった時	
	【特化則第34条】	 検査者	する原材料の種類を変更する場合を含む)を行なった時 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
		検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼)	
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067)	
			検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067) ①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無	
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067) ①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無 ②全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能	
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067) ①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無 ②全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能 ③冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装	
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067) ①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無 ②全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能 ③冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装 置の機能	
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 特定化学設備又はその附属設備年次定期自主検査表(安全-067) ①設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無 ②全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能 ③冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装	



[別表10]アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置

項目	[別表10]アセテレン俗技表直又はガベ朱古俗技表直			
マはガス集合溶接装置 可燃性ガス(アセチレン、水素、プロパン・ブタンなどのLPガス、メタン、石炭の定義 ガス、都市ガス)と酸素を結び付け、燃焼する際に発生する熱を利用して金属の接合を行う装置。	詳細			
の定義 ガス、都市ガス)と酸素を結び付け、燃焼する際に発生する熱を利用して金属の接合を行う装置。				
接合を行う装置。				
年次定期自主検査 頻度 1年以内ごとに1回 【安衛則第317条】 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置年次定期自主検査表(安全-129	の			
【安衛則第317条】 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置年次定期自主検査表(安全-129				
│ │【安衛則第317条】 │検査者 │検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │				
使用帳票 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置年次定期自主検査表(安全-129				
使用帳票 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置年次定期自主検査表(安全-129 法 検査項目 ①当該装置の損傷の有無 定 ②当該装置の変形の有無				
法 検査項目 ①当該装置の損傷の有無 定 ②当該装置の変形の有無	9)			
定 ②当該装置の変形の有無				
定 - コープログログログ 3当該装置の腐食等の有無				
期				
自 月次定期自主検査 -				
主 作業開始前点検 -				
検 使用再開時自主検査 頻度 1年を超える期間使用しないアセチレン溶接装置又はガス集合溶接				
査【安衛則第317条】 装置について、その使用を再び開始する際				
検査者検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者				
(不在の場合、メーカーに依頼)				
使用帳票 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置年次定期自主検査表(安全-129	9)			
検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~④の事項				

[別表11]絶縁用保護具等

<u>L/</u>	<u>別表□] 紀稼用保護具寺 </u>		
	項目		詳細
	縁用保護具等の定義		とは、以下に掲げるものをいう。
	安衛則第348条】	①高圧活線作業	、高圧活線近接作業にて使用する絶縁用保護具
		②高圧活線作業	、高圧活線近接作業にて使用する絶縁用防具
		③高圧活線作業	、特別高圧活線作業、特別高圧活線近接作業にて使用する活線
		作業用装置	
		4高圧活線作業	、特別高圧活線作業にて使用する活線作業用器具
		5低圧活線作業	、低圧活線近接作業の絶縁用保護具/活線作業用器具、低圧活線
		近接作業の絶	縁用防具。(ただし、自主検査の対象は、交流で300∨を超える
		低圧の充電電	路に対して用いられるものに限られる)
	年次定期自主検査		以内ごとに1回
	【安衛則第351条】	検査者 検査	項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不	在の場合、メーカーに依頼) 項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、
;±		使用帳票 検査	項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、
法定		どの	ような様式でも可
定		検査項目 ①絶	縁性能
期	月次定期自主検査	-	
	作業開始前点検	-	
自	使用再開時自主検査	頻度 6ヶ月	1を超える期間使用しない絶縁用保護具等について、その使用を
主検	【安衛則第351条】	再び	開始する際
査		検査者 検査	項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
道		(不	在の場合、メーカーに依頼)
		使用帳票 検査	項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、
		どの	ような様式でも可
			縁性能
_		NE XE	W-1210



[別表12]電気機械器具等

	リ衣 I Z 」 电 X I 放	= <u>+</u>	€m	
	項目	詳細		
電	気機械器具等の定義	電気機械器具等とは、以下に掲げるものを	をいう。	
	安衛則第352条】			
`	24 13 24 3 2 1 2 2 2 2 2 2			
		②交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 ③感電防止用漏電しゃ断装置		
		②巡电別エカ州电しで別表理 小雨動機は翌月 / 雨動機とちょり機械ます	· /+ 맨 티 \	
		④電動機械器具(電動機を有する機械また。	こは命兵)	
		⑤移動電線及びこれに附属する接続器具		
		⑥検電器具		
		⑦短絡接地器具		
		⑧ [別表9] の絶縁用保護具等		
	年次定期自主検査	-		
	月次定期自主検査	-		
	作業開始前点検	- 頻度 作業を開始する前 検査者 検査項目欄に掲げられている項 使用帳票 電気機械器具等作業開始前点核 検査項目 以下に掲げる項目		
	【安衛則第352条】		首目の可否判断ができる者	
	X (#) X () X () X ()		金美(安全-065)	
١		人力収示 毛入成以加六サド末のカカベル 	XX \X = 000/	
法		電気機械器具等の種別	上校市石	
定			点検事項	
定		①溶接棒等のホルダー	絶縁防護部分及びホルダー用ケーブル	
期			の接続部の損傷の有無	
習		②交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 ③感電防止用漏電しゃ断装置	作動状態	
ᄩ		③感電防止用漏電しゃ断装置		
法定定期自主検査		4 電動機械器具	接地線の切断、接地極の浮上がり等の	
検			異党の有無	
査		⑤移動電線及びこれに附属する接続器具	異常の有無 被覆又は外装の損傷の有無	
		○ 夕到电	狄俊人は外表の頂房の作無	
		⑥検電器具 ⑦短絡接地器具	快竜性形	
		以 短 格接地番具	検電性能 取付金具及び接地導線の損傷の有無 ひび、割れ、破れその他の損傷の有無	
		8 [別表9] の絶縁用保護具等	ひひ、割れ、破れその他の損傷の有無	
			及び乾燥状態	
	使用再開時自主検査			



タ紡織安全基準 BSA 071000 \exists

[別表13]局所排気装置 項目 局所排気装置の定義 作業点(有害物の発生源)に近いところに吸収力を設け、局部的かつ定常的な気流 をつくり、その気流にのせて有害物が拡散する前に吸い込み、作業者が汚染気流 に冒されないように搬送排出する装置。 年次定期自主検査 検査者 使用帳票 検査項目 【有機則第20条】 【特化則第30条】 くぼみその他損傷の有無 【粉じん則第17条】 【鉛則第35条】 及びその程度【共通】 ②ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態【有機、特化、鉛】 ③ダクト及び排風機における粉じんのたい積状態【粉じん】 ④排風機の注油状態【有機】 ⑤ダクトの接続部における緩みの有無【共通】 ⑥電動機とファンを連結するベルトの作動状態【共通】 ⑦吸気及び排気の能力【共通】 ⑧前記①~⑦に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項【共通】 ⑨「局所排気装置の定期自主検査指針」に関する項目 頻度 検査者 使用帳票 1ヶ月以内ごとに1回(鉛の場合は、1週間以内ごとに1回) 月次定期自主検査 【有機則 第19条の2】 局所排気装置月次定期自主検査表(安全-118) 【特化則第28条】 検査項目 ①装置の主要部分の損傷 【鉛則第34条】 ②装置の主要部分の脱落 定 ③装置の主要部分の腐食 【粉じん則】※ 定 ④異常音の有無 期 5局所排気装置の効果の確認 自 作業開始前点検 主 使用再開時自主検査 頻度 1年を超える期間使用しない局所排気装置について、その使用を再び 桳 開始する際 【有機則第20条】 杳 検査者 使用帳票 【特化則第30条】 【粉じん則第17条】 【鉛則第35条】 <u>検査項目</u> 初使用時点検、 頻度 行った時 行った時 [検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼) <有機溶剤、鉛の場合> 局所排気装置初使用時等点検表(安全-119) 改造·修理時点検 検査者 使用帳票 【有機則第22条】 【特化則第33条】 【粉じん則第19条】 <特定化学物質、粉じんの場合> 【鉛則第37条】 局所排気装置年次定期自主検査表(安全-117) <有機溶剤、鉛の場合> 検査項目 ①ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態 ②ダクトの接続部における緩みの有無 ③吸気及び排気の能力 ④前記①~③に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 く特定化学物質、粉じんの場合> ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑧の事項

以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(局所排気装置等定期自主検査者研修)を 修了した者

- ①衛生工学衛生管理者の免許を有する者
- ②作業環境測定士の資格を有する者
- ③大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後6ヶ月以上局所 排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる装置の設計 又は検査の実務に従事した経験を有する者
- ④高等学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上局所排気装置、プッ ഗ シュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる措置の設計又は検査の実務 に従事した経験を有する者
- ⑤局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる装置の 設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者
 - ⑥特定化学物質等作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者又は有機溶剤作業主任者の資格を有する 者であって、当該作業に1年以上従事した経験を有する者 ⑦粉じん作業インストラクターの資格を有する者

 - ⑧その他これらと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ※粉じんについては法定ではないが、法定同等として実施する。 (詳細はBSA250511「粉じん作業の衛生管理基準」による。)



織安全基準 タ 紡 BSA 071000

「別表14] プッシュプル型換気装置

<u>[別表14]プッシュブル型揆式装直</u> ┃ 項目 詳細		
プッシュプル型	型換気 一様な捕	足気流 (有害物質の発散源又はその付近を通り吸込み型フードに向かう
装置の定義		って、捕捉面での気流の方向及び風速が一様であるもの)を形成させ、
	当該気流	こよって発散源から発散する有害物質を捕捉し吸込み側フードに取り込
	んで排出す	する装置。
年次定期自		1年以内ごとに1回
【有機則	検査者	[検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
第20条の2】	快 <u>售</u> 使用帳票	『フッシュフル型換気装直年次定期目王検査表(安全-120)
【特化則第	30条】 検査項目	【①フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くほみその他損傷の有無
【粉じん則	第17条】	及びその程度【共通】
【鉛則第35	条】	②ダクト及び送風機及び排風機におけるじんあいのたい積状態【有機、特化】
		③ダクト及び送風機及び排風機における粉じんのたい積状態【粉じん】
		④送風機及び排風機の注油状態【有機】
		⑤ダクトの接続部における緩みの有無【共通】
		⑥電動機とファンを連結するベルトの作動状態【共通】
		⑦送気、吸気及び排気の能力【共通】 ⑧前記①~⑦に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項【共通】
月次定期自	上	『②削むしでグに拘けるもののはか、住化で休存するだめ必安な事項【共進】
「一」「一」「一」「一」	工快旦 換及	1ヶ月以内ごとに1回(鉛の場合は、1週間以内ごとに1回) 当該作業主任者
第19条の2	2】 次	』 <u>司略に本工は日</u> 『局所排気装置等月次定期自主検査表(安全-121)
【特化則第2		
法【鉛則第34		②装置の主要部分の脱落
定【粉じん則】		③装置の主要部分の腐食
定		4異常音の有無
期		⑤プッシュプル型換気装置の効果の確認
自作業開始前	点検 -	
主使用再開時		1年を超える期間使用しないプッシュプル型換気装置について、その
検 【有機則第2	20条】	<u> 使用を再び開始する際</u>
査 【特化則第	80条】 検査者	[検査者の条件] 欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
【粉じん則		ブッシュブル型換気装置年次定期自主検査表(安全-120)
【鉛則第35	条】 検査項目	①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑧の事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
初使用時点		プッシュプル型換気装置を初めて使用する時、又は分解して改造もし
改造・修理		「くは修理を行った時」 「150米来の多供」期に担ばて来(スカの思う、 / ・ も、には葯)
【有機則第2		■[検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼) ■<有機溶剤、鉛の場合>
【粉じん則第		『〜1 代俗別、鉛の場合> 『プッシュプル型換気装置初使用時等点検表(安全-122)
【初しん則: 【鉛則第37:	^{売し3} 木】 と 】	『フラフェブル全換式表直物使用時等点模数(女主*122) 『<特定化学物質、粉じんの場合>
	**	プッシュプル型換気装置年次定期自主検査表(安全-120)
	検査項目	<u>『ファニニル主体系系属于久佐効日土は耳及(女王(159)</u> 『<有機溶剤、鉛の場合>
		・
		②ダクトの接続部における緩みの有無
		③送気、吸気及び排気の能力
		② (4) 前記① ~③ に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
		<特定化学物質、粉じんの場合>
		①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑧の事項
以下のいず	りかに該当する者で	厚生労働大臣が定める研修(局所排気装置等定期自主検査者研修)を

|以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(局所排気装置等定期自主検査者研修)を 修了した者

- ①衛生工学衛生管理者の免許を有する者
- ②作業環境測定士の資格を有する者
- ③大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後6ヶ月以上局所 排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる装置の設計 又は検査の実務に従事した経験を有する者
- 者 ④高等学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上局所排気装置、プッ シュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる措置の設計又は検査の実務 ഗ に従事した経験を有する者
- ⑤局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる装置の 設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者
 - ⑥特定化学物質等作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者又は有機溶剤作業主任者の資格を有する 者であって、当該作業に1年以上従事した経験を有する者 ⑦粉じん作業インストラクターの資格を有する者

 - ⑧その他これらと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ※粉じんについては法定ではないが、法定同等として実施する。 (詳細はBSA250511「粉じん作業の衛生管理基準」による。)



<u>[別表15]除じん装置</u> 項目	=¥≾m
 除じん装置の定義	<u>詳細</u> 局所排気装置またはプッシュプル型換気装置によって吸い込んだ空気を大気に
小しん衣色のた我	排出する前に、空気中に含まれる有害な粒子状物質(ミスト、粉じん、ダスト、
	ヒューム)を捕集する装置
年次定期自主検査	頻度 1年以内ごとに1回
【特化則第30条】	検査者 [検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
【粉じん則第17条】	使用帳票 除じん装置年次定期自主検査表 (安全-123)
【鉛則第35条】	検査項目 『<特定化学物質の場合>
	①構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
	2除じん装置内におけるじんあいのたい積状態
	③ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取
	付部等の緩みの有無
	④処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否 ・
	⑤処理能力 ⑥前記①から⑤までに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
	の前記しから回までに拘けるもののはか、性能を休存するため必要な事項 <粉じんの場合>
	- へ初しんの場合ン ①構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
	②内部における粉じんのたい積状態
	③ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取
	付部等のゆるみの有無
	4. 处理能力
	⑤前記①から④までに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
	<鉛の場合>
	①構造部分の摩耗、腐食及び破損の有無並びにその程度
	②除じん装置内部におけるじんあいのたい積状態
	③ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損、ろ材取付
_ <u>_</u>	部等の緩みの有無
法定	④处理能力
	<u>⑤前記①から④に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項</u>
定 月次定期自主検査 期 【特化則第28条】	頻度 1ヶ月以内ごとに1回 (外の場合は、1週間以内ごとに1回)
自【鉛則第34条】	(鉛の場合は、1週間以内ごとに1回) 検査者 当該作業主任者
主【粉じん則】※	検査者 当該作業主任者 使用帳票 除じん装置月次定期自主検査表(安全-124)
検	<u> </u>
査	②装置の主要部分の脱落
<u> </u>	③装置の主要部分の腐食
	④異常音の有無
	⑤排出処理のための装置等の効果の確認
作業開始前点検	-
使用再開時自主検査	頻度 1年を超える期間使用しない除じん装置について、その使用を再び開始する際
【特化則第30条】	検査者 [検査者の条件]欄に掲げる者(不在の場合、メーカーに依頼)
【粉じん則第17条】	使用帳票 除じん装置年次定期自主検査表(安全-123) 検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑥の事項
【鉛則第35条】 初使用時点検、	検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑥の事項 頻度 除じん装置を初めて使用する時、又は分解して改造もしくは修理を行った時
□ が使用時点候、 □ 改造・修理時点検	頻度
【特化則第33条】	<u> </u>
【粉じん則第19条】	除じん装置年次定期自主検査表(安全-123)
【鉛則第37条】	<鉛の場合>
FAHATAI VINA	除じん装置初使用時等点検表(安全-125)
	検査項目「<特定化学物質の場合>
	①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑥の事項
	<粉じんの場合>
	①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項
	<鉛の場合>
	①除じん装置内部におけるじんあいのたい積状態
I	②ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損の有無
	③処理能力 ④前記①~③に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

※粉じんについては法定ではないが、法定同等として実施する。 (詳細はBSA250511「粉じん作業の衛生管理基準」による。



紡織安全基準 タ \exists BSA 071000

つづき

以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(局所排気装置等定期自主検査者研修) を修了した者

- ①衛生工学衛生管理者の免許を有する者
- ②作業環境測定士の資格を有する者
- ③大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後6ヶ月以上 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる装 置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
- 者 ④高等学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上局所排気装置、 プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる措置の設計又は 検査の実務に従事した経験を有する者
- 件⑤局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備もしくはこれらに準ずる 装置の設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者
 - ⑥特定化学物質等作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者又は有機溶剤作業主任者の資格を 有する者であって、当該作業に1年以上従事した経験を有する者
 - ⑦粉じん作業インストラクターの資格を有する者
 - ⑧その他これらと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

[万	[別表16]排ガス処理装置、廃液処理装置			
	項目	詳細		
	ガス処理装置、廃液	<排ガス処		
処	理装置の定義	局所排気装	置またはプッシュプル型換気装置によって吸い込んだ空気を大気に	
			[に、空気中に含まれる有害な気体物質(ガス、蒸気)を除去する装置	
		<廃液処理		
			(する前に、液中に含まれる有害な液体物質 (特定化学物質) を除去	
		<u>(中和、酸</u>	化・還元、活性汚泥、凝集沈でん)する装置	
	年次定期自主検査	頻度	1年以内ごとに1回	
	【特化則第30条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼)	
		使用帳票	・	
		検査項目	①構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度	
			②排ガス処理装置にあっては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態	
			③処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否	
			④処理能力 ⑥並記②から④まずに根ばてもののほか、性欲を促せまても めぶ悪か恵原	
	口为中型百千松木	頻度	⑤前記①から④までに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 1ヶ月以内ごとに1回	
	月次定期自主検査 【特化則第28条】	 類及 検査者	ケ月以内ことに 凹 当該作業主任者	
	【特化则第20宋】	快宜有 使用框带	<u>■ 国際15 未上に有</u> 排ガス処理装置、廃液処理装置月次定期自主検査表(安全−127) 	
法			がカヘ処性表 単、	
定		快且块口	①表置の主要部分の損傷 ②装置の主要部分の脱落	
定			②装置の主要部分の腐食 ③装置の主要部分の腐食	
崩			④ 異常音の有無	
眉			⑤対象物質の漏えいの有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ΙŦ			⑥廃液処理用の調整剤の異常の有無	
法定定期自主検			⑦排出処理のための装置等の効果の確認	
	作業開始前点検	_		
	使用再開時自主検査	頻度	1年を超える期間使用しない排ガス処理装置、廃液処理装置について、	
	【特化則第30条】		その使用を再び開始する際	
		検査者	との区所と母の別ねりの際 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼)	
		使用帳票	排ガス処理装置、廃液処理装置年次定期自主検査表(安全-126)	
			①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項	
	初使用時点検、		排ガス処理装置、廃液処理装置を初めて使用する時、又は分解して	
	改造・修理時点検		改造もしくは修理を行った時	
	【特化則第33条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
		/+ m += +=	(不在の場合、メーカーに依頼) 排ガス処理装置、廃液処理装置年次定期自主検査表(安全-126)	
		使用帳票	排力ス処理装置、廃液処理装置年次定期自主検査表(安全-126)	
		検査項目	①年次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項	



複写厳禁 ト 3 タ 紡 織 安 全 基 準 BSA 071000

[別表17]ガンマ線照射装置

	項目	詳細	
ガ	ンマ線照射装置の定義		(放射線の一種で波長がおよそ10pmよりも短い電磁波) を照射する装置。
	年次定期自主検査	頻度	6ヶ月以内ごとに1回
		検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	第18条の6】		(不在の場合、メーカーに依頼)
			ガンマ線照射装置年次定期自主検査表(安全-130)
			①線源容器のしゃへい能力の異常の有無
	月次定期自主検査		1ヶ月以内ごとに1回
	【電離則	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	第18条の5】		(不在の場合、メーカーに依頼) ガンマ線照射装置月次定期自主検査表(安全-131)
		使用帳票	『カンマ線照射装置月次定期目主検査表(安全-131) 『グインアー III - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
Ι±		検査項目	①線源容器のシャッター及びこれを開閉するための装置の異常の有無
一一二			②放射線源のホルダーの固定装置の異常の有無
法定定期自			③放射線源送出し装置を有するものにあっては、当該装置と線源容器
出			との接続部の異常の有無
一一			④放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を 有するものにあっては、当該装置の異常の有無
皇	 作業開始前点検	_	! 有するものにめっては、ヨ該表直の共吊の有無
		頻度	1ヶ月または6ヶ月を超える期間使用しないガンマ線照射装置につい
査		须及	て、その使用を再び開始する際
ᆙ	第18条の6】	検査者	<u>後査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者</u>
	【電離則	NA I	(不在の場合、メーカーに依頼)
	第18条の5】	使用帳票	(6ヶ月を超えた場合)
	2,000	2000	ガンマ線照射装置年次定期自主検査表 (安全-130)
			(1ヶ月を超えた場合)
			ガンマ線照射装置月次定期自主検査表(安全-131)
		検査項目	(6ヶ月を超えた場合)
			①線源容器のしゃへい能力の異常の有無
			(1ヶ月を超えた場合)
			①月次定期自主検査欄に掲げる①~④の事項



\exists タ 紡織安全基準 BSA 071000

「別表18]ボイラー

L/3	<u>明表18]ホイラー</u> 項目	詳細			
#	<u> </u>	[備去]撰 <i>[</i>			
	イラーの定義 安衛令第1条】				
	性能検査	ギノニ _*	を ・ ・ 査証の有効期間 <mark>(更新後</mark> 通常1年	男)がわれる前に	
	正形 【ボイ則第38条】		を重証の有効期間 <mark>、受制を</mark> 通常です。 全機関において、性能検査を行う		
	【ボイ則第30条】 【ボイ則第39条】	豆蚁 工化的)申請は、「ボイラー性能検査申請)	'。 妻」(学学第10月)ルマ海い	
	【小1 則第39宋】	住肥快宜0	J中胡は、「小イフー住肥快宜中語 海転叔男に担山ナス・ノ「ギノニ	音」(你式先 3万/にて行い、 -	
			8年監督者に掟田9る。(「小1フ 8時初十	一性能検査申請書」は、グローバル	
	日为宁即白主怜木	女王 用土攻	環境部ホームページ「届出関係帳票	ENU.30」 1~ C 1句 戦 /	
	月次定期自主検査 【ボイ則第32条】	頻度 検査者	1ヶ月以内ごとに1回 検査項目欄に掲げられている項目	のコネ判断がスキス字	
	【小1 則第32年】	快宜有	快宜垻日惻に拘りりれている垻日 (エカの坦ム メーカーには話)	の可否判断ができる有	
		 	「「、「「「「「」」」「「「」」「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「		
		傑用帳売	(不在の場合、メーカーに依頼) ポイラー月次定期自主検査表(安 以下に掲げる項目	(至一008)	
		快宜垻日	<u>以下に掲げる頃日</u> 項目	上校市店	
				点検事項	
上			油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無	
一点				汚れ又は損傷の有悪	
法定定期自主検査		燃烧炸果	バーナ ストレーナ バーナタイル及び炉壁 ストーカ及び火格子	汚れ又は損傷の有無 つまり又は損傷の有無 汚れ又は損傷の有無	
作		燃焼装置	ハーナダイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有悪	
州占			ストーガ及ひ欠格士 煙道	損傷の有無 漏れその他の損傷の有無及び通風	
早			煙坦	涌れての他の損傷の有無及の進風	
뷶				圧の異常の有無	
快				機能の異常の有無	
査		日期刑御	装置、燃料しゃ断装置、水位		
		装置	調節装置並びに圧力調節装置	地フの田坐の土 毎	
			電気配線	端子の異常の有無	
			給水袋直	損傷の有無及び作動の状態	
		附属装置	電気配線 給水装置 蒸気管及びこれに附属する弁 空気予熱器	損傷の有無及び保温の状態	
		• 附属品	空気予熱器	損傷の有無	
	// N/ 88 // 24 5 14		水処理装置	機能の異常の有無	
	作業開始前点検	-	:		
		頻度	┊Iヶ月を超える期間使用しないホイフ シュスヘーチーテーロュョ៲/ニュロ៸ッシッ゚゚	一について、その使用を再び開始する際	
	【ボイ則第32条】	<u>探及</u> 検査者	検査項目欄に掲げられている項目	の可否判断かできる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼) ポイラー月次定期自主検査表(安		
		快用帳票	不1フー月次正期目王陳宜表(安	:全-Ub8 <i>)</i> - -	
	女ケギノニ ひがほっ	検査項目	①月次定期自主検査欄に掲げる事	·項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

- 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。 ①ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱 面積(以下「伝熱面積」という)が $0.5m^2$ 以下のもの又は胴の内径が200mm以下で、かつ、その長さが 400mm以下のもの
- ②ゲージ圧力0.3MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.0003m3以下のもの
- ③伝熱面積が2 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの 又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- - ⑤ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く) で、伝熱面積が5 m²以下のもの(気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が 200mm以下で、かつ、その内容積が0.02 m³以下のものに限る)
 - ⑥内容積が0.004 m³以下の貫流ボイラ―(管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る) で、その使用する最高のゲージ圧力をMPa表した数値と内容積をm3で表した数値との積が0.02以下

紡織安全基準 タ BSA 071000

「別表19]小型ボイラー

<u> </u>		
項目		詳細
小型ボイラーの定義		[備考]欄による。
[安衛令第1条】	
Γ,		頻度 1年以内ごとに1回
	【ボイ則第94条】	頻度 1年以内ごとに1回 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼)
法		使用帳票 小型ボイラー年次定期自主検査表 (安全-069) 検査項目 ①ボイラー本体の損傷又は異常の有無
法定		
定		②燃焼装置の損傷又は異常の有無
期		③自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無
	月次定期自主検査	-
自主	作業開始前点検	-
		頻度 1年を超える期間使用しない小型ボイラーについて、その使用を再び
検査	【ボイ則第94条】	開始する際
宜		検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼)
		使用帳票 『小型ボイラー年次定期自主検査表(安全-069)
		検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項

ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

- ①ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が $1m^2$ 以下のもの又は胴の内径が300mm以下で、かつ、その長さが600mm以下のもの
- ②伝熱面積が3.5 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けた もの又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- 考
- ③ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8m²以下のもの ④ゲージ圧力0.2MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2 m²以下のもの ⑤ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く) で、伝熱面積が10 m²以下のもの(気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が 300mm以下で、かつ、その内容積が0.07 m²以下のものに限る)

[別表20]第一種圧力容器

<u> </u>	<u> </u>	
	項目	詳細
第	一種圧力容器の定義	[備考]欄による。
ľ	安衛令第1条】	
—	性能検査	第一種圧力容器検査証の有効期間 (更新後通常1年間) が切れる前
	【ボイ則第73条】	に、登録性能検査機関において、性能検査を行う。
		に、豆鉢は形楔直(核角)にのいて、は形楔直で10月とは、
	【ボイ則第74条】	性能検査の申請は、「第一種圧力容器性能検査申請書」(様式第19号)にて行
		い、所轄労働基準監督署に提出する。(「第一種圧力容器性能検査申請書」は、
		グローバル安全衛生環境部ホームページ「届出関係帳票No.59」にて掲載)
Ŀ±	月次定期自主検査	頻度 1ヶ月以内ごとに1回
法定定期自主	【ボイ則第67条】	類度 1ヶ月以内ごとに1回 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
匹	E-1-1 XISIS-1 SICE	
定		(不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 第一種圧力容器月次定期自主検査表 (安全-070)
期		戊州版系 第一 住工月台都月次足朔日王快重农(女主-070)
自		検査項目 ①本体の損傷の有無
I		②ふたの締付けボルトの摩耗の有無
		③管及び弁の損傷の有無
検査	作業開始前点検	-
1	使用再開時自主検査	頻度 1ヶ月を超える期間使用しない第一種圧力容器について、その使用を
	【ボイ則第67条】	再び開始する際
	E-1 - 1 XISIS - SICE	検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		「不左の捏会」としている。
		(不在の場合、メーカーに依頼) 使用帳票 第一種圧力容器月次定期自主検査表 (安全-070) 検査項目 ①月次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項
		使用帳票 第一種圧力容器月次定期自主検査表 (安全-070) 検査項目 10月次定期自主検査欄に掲げる(1)~(3)の事項
<u> </u>		恢笡垻日 ①月次疋期日王陝宜禰に掲げる①~③の事垻

次に掲げる容器 (ゲージ圧力0.1 MPa以下で使用する容器で、内容積が0.04m3以下のもの又は胴の内径 が200mm以下で、かつ、その長さが1,000mm以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をMPaで表し た数値と内容積をm³で表した数値との積が0.004以下の容器を除く)をいう。

- ①蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力 が大気圧を超えるもの (②又は③に掲げる容器を除く)
- ②容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が 大気圧を超えるもの
 - ③容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の 圧力が大気圧を超えるもの
 - ④前記①~③までに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器



[別表21]第二種圧力容器

項目		詳細
第	二種圧力容器の定義	[備考]欄による。
	安衛令第1条】	
	性能検査	-
	年次定期自主検査	頻度 1年以内ごとに1回
	【ボイ則第88条】	頻度 1年以内ごとに1回 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		┃ (不在の場合、メーカーに依頼)
法		使用帳票 第二種圧力容器年次定期自主検査表(安全-093)
法定定期	:	検査項目 ①本体の損傷の有無
定	<u>'</u>	②ふたの締付けボルトの摩耗の有無
期		③管及び弁の損傷の有無
自	月次定期自主検査	-
主	作業開始前点検	-
検		頻度 1年を超える期間使用しない第二種圧力容器について、その使用を
査	【ボイ則第88条】	再び開始する際
		検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼)
		【使用帳票】第二種圧力容器年次定期自主検査表(安全-093)
		検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項
	だ ぶにも0 OMDatill	- の与はもるの中部に保ちまる窓路(第二種にも窓路も除り)のまた。 次に担ばる

ゲージ圧力0.2MPa以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容器を除く)のうち、次に掲げる備容器をいう。

- 考 ①内容積が0.04m³以上の容器
 - ②胴の内径が200mm以上で、かつ、その長さが1000mm以上の容器

[別表22]小型圧力容器

	<u> 刘衣22]小空压刀谷品</u>	
	項目	詳細
1	型圧力容器の定義	[備考]欄による。
Ш	【安衛令第1条】	
	性能検査	
	年次定期自主検査	頻度 1年以内ごとに1回 検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	【ボイ則第94条】	
١.,		(不在の場合、メーカーに依頼)
法定定期		使用帳票 小型圧力容器年次定期自主検査表(安全-128) 検査項目 ①本体
洭		
定		②ふたの締付けボルト
期		③管及び弁の損傷又は摩耗の有無
自自		-
主		-
検		頻度 1年を超える期間使用しない小型圧力容器について、その使用を
査	【ボイ則第94条】	再び開始する際
		検査者 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		(不在の場合、メーカーに依頼)
		使用帳票 小型圧力容器年次定期自主検査表 (安全-128) 検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項
		検査項目 ①年次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項
- 1	筆一種圧力突哭のうた	、次に掲げる窓器をいう

第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

備 ①ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する容器で、内容積が0.2m³以下のもの又は胴の内径が500mm以下で、 考 かつ、その長さが1000mm以下のもの

②その使用する最高のゲージ圧力をMPaで表した数値と内容積をm³で表した数値との積が0.02以下の容器



[別表23]クレーン(吊上荷重3.0 t 以上)

L/J	表23]クレーン(吊上	. 何 里 い し に ル	
L.	<u>項目</u>		詳細
クレーンの定義		吊上荷重((クレーンの構造と材料に応じて負荷させることができる最大の荷重)
			上のクレーン。(ただし、スタッカー式クレーンにおいては吊上
		荷重が1.0	t 以上のものをいう)
	性能検査		査証の有効期間 <mark>(更新後</mark> 通常2年間)が切れる前に、登録
	【クレ則第40条】		関において、性能検査を行う。
	【クレ則第41条】		
	【ソレ則第41米】	は形恢复の	申請は、「クレーン性能検査申請書」(様式第11号)にて行い、所轄
		力働基华岛	督署に提出する。(「クレーン性能検査申請書」は、グローバル
			境部ホームページ「届出関係帳票No.60」にて掲載)
	年次定期自主検査	頻度	1年以内ごとに1回
	【クレ則第34条】	I検査者	クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、
		使用帳票	メーカーと協議しながら検査項目等を決めるものとする
		検査項目	
	月次定期自主検査		1ヶ月以内ごとに1回
	【クレ則第35条】	検査者	・//// 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
	【プレ烈病のの木】	IV E T	
		使用帳票	<u>(不在の場合、メーカーに依頼)</u> 検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、
			快食頃日懶に拘げられている頃日か記載されている帳景であれば、
			どのような様式でも可。ただし、クレーン本体のワイヤーロープの
			点検項目は、天井クレーンワイヤーロープ月例点検報告書(安全-066)
			に記載された検査項目を満足しているものとする。
		検査項目	①巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報
			装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
			②ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
<u>.</u> _			③フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
法定定			④ 記線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無 ・
定			
定			⑤ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及び
期			ガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウィンチの
			据付けの状態
	作業開始前点検	頻度	作業を開始する前
自主検	【クレ則第36条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
		使用帳票	クレーン作業開始前占権表(安全-071)
査		検査項目	①巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
			②ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
			③ワイヤロープが通っている箇所の状態
	 	好中	シフィトローフが通りている自用の体態 1~日本もは1年も初らて期間は用したいちし、これのいて
		頻度	1ヶ月または1年を超える期間使用しないクレーンについて、
	【クレ則第34条】		その使用を再び開始する際
	【クレ則第35条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者
			(不在の場合、メーカーに依頼)
		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、
			どのような様式でも可
		検査項目	①(1年を超えた場合)年次定期自主検査欄に準ずる事項
		KEGI	②(1ヶ月を超えた場合)月次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項
	地雷,改国终占投	頻度	震度4以上の地震の後に作業を行うとき、又は屋外に設置されて
	地震・強風後点検	炒及	
	【クレ則第37条】		いるクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30mを超える風が吹いた後に
			作業を行うとき
		検査者	ペンダント操作による作動確認や目視確認で行える容易な点検に
			ついては点検項目の可否判断ができる者が実施。専門性あるいは
			危険を伴う点検は専門メーカーやクレーンメーカーに点検を依頼
		使用帳票	危険を伴う点検は専門メーカーやクレーンメーカーに点検を依頼 クレーン地震・強風後点検表(安全-072)
		検査項目	クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、
			日本クレーン協会推奨の項目を用いる(上記点検表参照)
		l	ロヤノレ ノ伽玄性夫の境口で用いる(上記点快衣参照)



[別表24]クレーン(吊上荷重0.5 t 以上3.0 t 未満)

L/.	[別表24]グレーン(市上何里0.5 t 以上3.0 t 未満) 			
ク	レーンの定義	吊上荷重(クレーンの構造と材料に応じて負荷させることができる最大の荷		
			上3.0 t 未満のクレーン。(ただし、スタッカー式クレーンにおいて	
		は吊上荷重	iが0.5 t 以上1.0 t 未満のものをいう)	
	性能検査	- -		
j	年次定期自主検査	頻度	1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行う。	
ı	【クレ則第34条】	検査者	クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、	
l		使用帳票	メーカーと協議しながら検査項目等を決めるものとする	
i		検査項目		
i	月次定期自主検査	頻度	1ヶ月以内ごとに1回	
l	【クレ則第35条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
i		/+ mie	・ (不在の場合、メーカーに依頼)	
l		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、	
			どのような様式でも可。ただし、クレーン本体のワイヤーロープの	
			点検項目は、天井クレーンワイヤーロープ月例点検報告書(安全-066)	
l		┃ 検査項目	に記載された検査項目を満足しているものとする。 ①巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報	
l		快宜坝日	①	
			表直、フレーヤ及びフラッテの異常の有無 ②ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無	
			3フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無 3フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無	
			②フラフ、フラフバアラド等のフラミの損傷の有無④配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無	
			⑤ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及び	
法定			ガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウィンチの	
医			据付けの状態	
定期	作業開始前点検	頻度	作業を開始する前	
粉占		検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
日		使用帳票	クレーン作業開始前点検表(安全-071)	
自主検		検査項目	①巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能	
査			②ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態	
且			③ワイヤロープが通っている箇所の状態	
	使用再開時自主検査	頻度	1ヶ月または1年を超える期間使用しないクレーンについて、	
ĺ	【クレ則第34条】		その使用を再び開始する際	
ĺ	【クレ則第35条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
l			・ (不在の場合、メーカーに依頼)	
İ		使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、	
i		┃ 検査項目	どのような様式でも可 ①(1年を超えた場合)年次定期自主検査欄に準ずる事項	
		快宜垻日	①(「平を超えに場合)年次定期自土快宜懶に準する事項 ②(1ヶ月を超えた場合)月次定期自主検査欄に掲げる①~⑤の事項	
	 地震・強風後点検	<u>頻</u> 度	(1) (1) ケ月を超えた場合) 月次に期日土快宜懶に拘ける(1)~(3)の事項 震度4以上の地震の後に作業を行うとき、又は屋外に設置されて	
	『見・短風後点検 【クレ則第37条】	火 及	辰度4以上の地层の後に1F米で11 7とさ、又は崖が1-設置されて いるクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30mを超える風が吹いた後に	
	【プレ則第37末】		では、アンドーンを用いて瞬間風速が最後30mを超える風が吸いた後に 作業を行うとき	
		検査者	<u>に本るコノこと</u> ペンダント操作による作動確認や目視確認で行える容易な点検に	
			ついては点検項目の可否判断ができる者が実施。専門性あるいは	
			<u> 危険を伴う点検は専門メーカーやクレーンメーカーに点検を依頼</u>	
l		使用帳票	クレーン地震・強風後点検表 (安全-072)	
l		検査項目	クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、	
l		^-	日本クレーン協会推奨の項目を用いる(上記点検表参照)	

15

ト ヨ タ 紡 織 安 全 基 準 BSA 071000

[別表25]エレベーター (積載荷重1.0 t 以上)

項目		詳細	
	人又は荷をのせて上昇させることが	できる最大の荷重) 1.0 t 以上のもの。	
性能検査 【クレ則第159条】 【クレ則第160条】	エレベーター検査証の有効期間 <mark>(更新後通常</mark> 1年間)が切れる前に、 登録性能検査機関において、性能検査を行う。 性能検査の申請は、「エレベーター性能検査申請書」(様式第11号)にて行い、 所轄労働基準監督署に提出する。(「性能検査申請書」は、グローバル 安全衛生環境部ホームページ「届出関係帳票No.61」にて掲載)		
年次定期自主検査			
【クレ則第155条】			
	用帳票 検査項目欄に掲げられてい どのような様式でも可 査項目 ①ファイナルリミットスイ ブレーキ及び制御装置の ②ワイヤロープの損傷の有 ③ガイドレールの状態 ④屋外に設置されているエ	る項目が記載されている帳票であれば、 ッチ、非常止めその他の安全装置、 異常の有無 無 レベーターにあっては、ガイロープを	
作業開始前点検		07 F3 7/1/	
使用再開時自主検査	度 1ヶ月を超える期間使用した	いエレベーターについて、その使用を	
【クレ則第155条】	再び開始する際 査者 検査項目欄に掲げられてい	る項目の可否判断ができる者 依頼) る項目が記載されている帳票であれば、	
	世代	大学	

「別表26]エレベーター (積載荷重0.25 t 以上1.0 t 未満)

<u> L)</u>	表26]エレヘーター((積載何里0.25 t 以上1.0 t 木満)		
	項目		詳細	
エレベーターの定義		搬器の床面積が1m ² を超え、かつ、その天井の高さが1.2mを超え、積載荷重 (人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重) 0.25 t 以上1.0 t		
大満のもの。				
	性能検査	_		
	年次定期自主検査 【クレ則第154条】	検査者 使用帳票 検査項目	1年以内ごとに1回 クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、 メーカーと協議しながら検査項目等を決めるものとする	
	月次定期自主検査 【クレ則第155条】		1ヶ月以内ごとに1回 検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼)	
法定			検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、 どのような様式でも可	
法定定期自主検査		検査項目	①ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、 ブレーキ及び制御装置の異常の有無②ワイヤロープの損傷の有無③ガイドレールの状態④屋外に設置されているエレベーターにあっては、ガイドロープを 緊結している部分の異常の有無	
宜	作業開始前点検	-		
	使用再開時自主検査 【クレ則第154条】		1ヶ月または1年を超える期間使用しないエレベーターについて、 その使用を再び開始する際	
	【クレ則第155条】	検査者 使用帳票	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者 (不在の場合、メーカーに依頼) 検査項目欄に掲げられている項目が記載されている帳票であれば、	
			どのような様式でも可 ①(1年を超えた場合)年次定期自主検査欄に準ずる事項 ②(1ヶ月を超えた場合)月次定期自主検査欄に掲げる①~④の事項	

15

ト ヨ タ 紡 織 安 全 基 準 BSA 071000

[別表27]簡易リフト (積載荷重0.25 t 以上)

<u> </u>		貝載19 里0. 20 1 以上)		
<u> </u>	<u>項目</u>	詳細		
	易リフトの定義		! 一のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器	
	安衛令第1条】	の床面積が	「1m ² 以下又はその天井の高さが1.2m以下で積載荷重0.25 t 以上のもの。	
	性能検査	_		
	年次定期自主検査	頻度	1年以内ごとに1回	
	【クレ則第208条】	検査者	クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、	
		使用帳票	メーカーと協議しながら検査項目等を決めるものとする	
		検査項目		
	月次定期自主検査	頻度	1ヶ月以内ごとに1回	
	【クレ則第209条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼) 簡易リフト月次定期自主検査表 (安全-075)	
		使用帳票	簡易リフト月次定期自主検査表(安全-075)	
		検査項目	①巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無	
一			②ワイヤロープの損傷の有無	
崇			③ガイドレールの状態	
法定定期自主検	作業開始前点検	頻度	作業を開始する前	
肾白	【クレ則第210条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
모		使用帳票	簡易リフト作業開始前点検表(安全-074)	
൷		検査項目	①ブレーキの機能	
査	使用再開時自主検査	頻度	1ヶ月または1年を超える期間使用しないエレベーターについて、	
	【クレ則第208条】		その使用を再び開始する際	
	【クレ則第209条】	検査者	検査項目欄に掲げられている項目の可否判断ができる者	
			(不在の場合、メーカーに依頼)	
		使用帳票	(1年を超えた場合)	
			クレーン等安全規則には、指定された検査項目の記載がないため、	
			メーカーと協議しながら検査項目等を決めるものとする	
			(1ヶ月を超えた場合)	
			簡易リフト月次定期自主検査表(安全-075)	
		検査項目	①(1年を超えた場合)年次定期自主検査欄に準ずる事項	
			②(1ヶ月を超えた場合)月次定期自主検査欄に掲げる①~③の事項	

[別表28]コードリール

[別衣20]コードリール			
項目	詳細		
コードリールの定義	電動工具用のコード巻き上げ装置とコンセントを組み合わせた円筒形状の移動		
	電線式の電源接続道具とする。		
性能検査	-		
年次定期自主検査	頻度 6ヶ月以内ごとに1回(6月と12月に実施すること) 検査者 点検者は、所属職場の室長以上に選任されたものとする。 使用帳票 コードリール6ヶ月点検(安全-055) 検査項目 ①差込みプラグの外観点検		
	検査項目 ①差込みプラグの外観点検		
11	┃ ②電気コードの外観点検		
法 定 期 自	③コード巻き上げ装置の外観点検		
型	④漏電遮断機の作動確認		
涯	⑤コードリールのアースの導通確認		
期	⑥コードリールの絶縁抵抗値の測定		
	⑦コードリール点検済シール確認		
主月次定期自主検査	<u> </u>		
検作業開始前点検	頻度 作業を開始する前		
査	頻度 作業を開始する前 検査者 点検者は、所属職場の室長以上に選任されたものとする。 使用帳票 コードリール作業開始前点検表(安全-056) 検査項目 ①差込みブラグの外観点検 ②電気コードの外観点検		
	使用帳票 コードリール作業開始前点検表(安全-056)		
	検査項目 (1)差込みフラクの外観点検		
	②電気コードの外観点検		
	③漏電遮断機の作動確認		
	④コード巻き上げ装置の外観点検		
<u>使用再開時自主検査</u>	-		

